

平成28年1月18日(月)
国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

記者発表資料

災害対策基本法に基づく、区間指定を廃止したのでお知らせします。

緊急通行車両の通行を確保することを目的として、本日午前4時00分及び午前5時00分に災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行った、下記地先の区間については、除雪作業等を実施するとともに、降雪がおさまり天候が回復しましたので、16時00分に区間指定を廃止しました。

路線名	指定区間
国道20号	山梨県上野原市上野原地先 ～甲州市勝沼町勝沼地先
国道20号	山梨県韮崎市一ツ谷地先 ～長野県諏訪郡富士見町地先
国道138号	山梨県南都留郡山中湖村山中地先 ～山中湖村平野地先

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 TEL:055-253-5684
地域広報官(副所長) 近藤 進(こんどう すすむ)
総括地域防災調整官 長沼 泉(ながぬま いずみ)